

ごみ出しは定められた日に！

※お問い合わせは
環境課環境係（☎880-6557）まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
12/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市（南部）、天行寺、成合
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
12	土	篠原、明見
14	月	下啗内、物部、久枝（開田）
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
19	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
21	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
22	火	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を除く）
23	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、亀岩、鎮石、植野、上倉、才谷、穴崎、外山、中谷
26	土	十市（北部）、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
年末年始（12月31日㊟～平成22年1月3日㊟）はお休み		
1/4	月	十市（南部）、天行寺、成合、立田
5	火	片山、里改田、田村
6	水	浜改田

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集（新聞紙・雑誌・紙パック・古着）

と き	地 区
12月7日・21日 （第1・3月曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
12月1日・15日 （第1・3火曜日）	下島、田村（バイパス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
12月2日・16日 （第1・3水曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
12月14日・28日 （第2・4月曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
12月8日・22日 （第2・4火曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（バイパス北）、岩村、下啗内
12月9日・23日 （第2・4水曜日）	笠ノ川、蒲原、小連、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
1月4日・18日 （第1・3月曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎（西部）、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
12/1	火	鎮石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
7	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
8	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市（南部）
15	火	鎮石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
21	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
22	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、穴崎、外山、中谷、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下啗内、物部、久枝（開田）
年末年始（12月31日㊟～平成22年1月3日㊟）はお休み		
1/4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	鎮石、植野、久礼田、植田

*空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
12月7日・21日 （第1・3月曜日）	天行寺
12月3日・17日 （第1・3木曜日）	十市（北部）、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎（西部）
12月4日・18日 （第1・3金曜日）	下島、田村（バイパス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
12月5日・19日 （第1・3土曜日）	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）
12月10日・24日 （第2・4木曜日）	稲生、片山、里改田、十市（南部）、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原（北村ストア横を除く）、明見、伊達野
12月11日・25日 （第2・4金曜日）	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（バイパス北）、岩村、下啗内
12月12日・26日 （第2・4土曜日）	笠ノ川、蒲原、小連、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
1月4日・18日 （第1・3月曜日）	天行寺

年末年始のごみ収集

～年末年始（12月31日(木)から新年1月3日(日)）はごみ収集が休みです～

南国市では通常、祝日でもごみの収集を平常どおり行っていますが、年末年始はごみを出さないようにお願いします。

なお、年末年始のごみの収集は次のとおりとなります。この時期は、ごみの量が多く収集に非常に時間がかかる地区もでてきますので、できるだけごみの量を減らすようご協力をお願いします。

可燃ごみの収集		
収 集 地 区	年 末	年 始
月・木の収集地区	12月28日(月)まで	1月4日(月)から
火・金の収集地区	12月29日(火)まで	1月5日(火)から
水・土の収集地区	12月30日(水)まで	1月6日(水)から

*上倉、中谷、成合、斉藤牧場東（白木谷）は12月30日(水)に臨時収集します。

ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集	
収 集 地 区	変 更 日
立田	1月1日(金) ➡ 1月4日(月)
田村	1月2日(土) ➡ 1月5日(木)

★プラスチック容器包装類の収集は12月30日(水)まで。年始は1月4日(月)から収集します。

カン・金属類の収集	
収 集 地 区	変 更 日
笠ノ川、八幡、小連、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）	1月15日(金)のみ収集
中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）	1月16日(土)のみ収集

ダンボールの収集	
収 集 地 区	変 更 日
下島、田村（バイパス南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町	1月15日(金)のみ収集
植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、穴崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原（北村ストア横）	1月16日(土)のみ収集
琴平神社（里改田）	1月1日(金) ➡ 1月5日(木)

国民年金保険料の
納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。



知って得する国民年金

日本年金機構が発足

平成22年1月1日に、社会保険庁が廃止され、新たな年金運営の組織として、非公務員型の公法人である日本年金機構が設立されます。国が財政責任・管理運営責任を負い、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されることになります。

日本年金機構の組織は、本部一ブロック本部一年金事務所という形をとります。事業所の調査、強制徴収、年金相談などの地域に密着した対人業務については、全国に312カ所置かれる年金事務所（現在の社会保険事務所）が行うこととなります。また、対面を必要としない届書処理業務などは、各都道府県に1カ所ずつ置かれる事務センターへ集約化することになります。

※お問い合わせは、市民課年金係（☎880-6555）南国社会保険事務所（☎864-1111）

保険料納付困難な方へ

昨年度から、これまでの免除申請状況や前年の所得状況など一定の条件により抽出した方々に対し、免除申請にかかる案内文書をお送りしています。受け取られた方は同封の申請書（ターアラウンドハガキ様式）に必要事項を記入し、郵便ポストに投函するだけで申請が可能となっています。

全額免除・納付猶予が一度承認された方が、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望の場合は、翌年度からの申請手続きが不要となり、申請し忘れがなくなり、とても便利です。ただし、一部免除の場合は、その都度申請手続きが必要です。